

第四十六回

參議院農林水産委員会議録第三十三号

昭和三十九年五月十四日(木曜日)
午後二時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 森 八三一君
渡辺 勉吉君
北條 萬八君

委員

植垣跡一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
北口 龍徳君
仲原 善一君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
森部 隆輔君
山崎 斎君
小宮市太郎君
戸叶 武君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君
松野 孝一君
丹羽雅次郎君
檜垣徳太郎君

本日の会議に付した案件
○土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(青田源太郎君) ただいまか
ら委員会を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。御質疑のおありの方は御発言を願います。

（速記中止）

○委員長(青田源太郎君) 速記始め

○矢山有作君 じや伺いますが、政府

のほうから出された畜産の生産費調査があるわけです。その生産費の内容を見てみますと、大体生乳の場合が、飼料費が五五・七%になつております。しかもその中で三四・二%は購入飼料、だから自給飼料は二一・五%になつてゐるわけです。それから豚の場合には、飼料費の占める率が五四・一%、このうち購入の率が大幅でして三五・一%、自給が一九%。それから鶏卵の場合でも見ると、飼料が六六・七%占めている。そのうちの六五・六%が購入、わずかに自給飼料は一・一%

いうのが一つの大きな重点になつてゐるんじゃないかと、こういうふうに私も考えるわけです。そこで、実は農林省で立てられておる家畜改良増殖目標というのがあるわけですが、それと、きのう簡単な試算という形で私のところへいたいた飼料需給見通しで、ちょっと速記をとめて。

○矢山有作君 こまかい点はその試算を資料にして出していただいてからお尋ねしたいのですが、大ざっぱに伺つておきたいのは、その試算の中で、大体飼料の自給度ですね、国内自給度といふのを、現在との関連でどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料の点について申しますと、御指摘のように、五八・三%という輸入依存度は、飼料形態で輸入されますものと、輸入された原料より生ずる飼料とを合計したるもので表示をしておるわけです。が、同様の計算に基づきます四十六年度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

度の試算結果としては、約六〇%、二

〇矢山有作君 そつすると、その次の

結果につきましてもおおむね同様の自

度といふのは五八・三%ぐらいになつ

ておりますね。それというのは、国内

産の中で、輸入原料による濃厚飼料分

を含めての数字ですが、五八・三%になつてゐるよう資料をいただいてお

りますが、この濃厚飼料の点は、どう

いうふうに将来お考えになつておられ

るか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 濃厚飼料

の点について申しますと、御指摘のよ

うに、五八・三%といふのと、

は、飼料形態で輸入されますものと、

輸入された原料より生ずる飼料とを合

計したもので表示をしておるわけです

が、同様の計算に基づきます四十六年

て、四十四万町歩の面積の改良草地を持ち、別に約二百万町歩の野草地から約二百万町歩の野草の給源を考え、それから既耕地における飼料作物の作付延面積を百万町歩程度を見込むということにいたしました。そして、ヘクタール当たりの生産量を、改良牧草地で約四二・五トン、野草地で四・八トン、既耕地における飼料作物はヘクタール当たり四九・五トンというような程度の生産水準を前提にして試算をいたしております。

○矢山有作君 現在の六百二十八万トンの粗飼料の、これの生産のほうの関係は、いまどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 三十九年度の自給計画におきますバックグラウンドとしての飼料、われわれの考え方といいたしましては、改良牧草地十三万五千町歩、それから野草地二百三十六万五千町歩、既耕地における飼料作物の延面積五十二万七千町歩ということです、これのヘクタール当たりの生産量は、改良牧草地で三十七トン、それから野草地四・四トン、飼料作物三三・八トンというような数字を基礎にして計画を立てております。

○矢山有作君 私、牧草のことは専門的な知識がないからよくわかりませんが、先日の堀本委員の質問と、それからあなたのほうの答弁を聞いておりまして強く感じたのは、改良牧野五十万ヘクタールですか、実際には四十四万ヘクタールを考えているという話でしたが、実際にあの質問からみて、こういうふうな計画どおりの粗飼料を確保することができるのかという点で、土壤のことで問題になつていただけですが、非常に不安な感じを抱いたけれど

も、そういう点はどんなですか。やはり御答弁になつたとおりの不安な状態があるわけですか。

○政府委員(檍垣徳太郎君) 私は、先日の堀本先生の御質問に対しまして、草資源の乏しい西日本においてといひますか、土地制約の強い西日本の地帶においては、特別なところを除いて、自給資源の開発でかなり問題があるということを申したのでござりますが、四十六年までに改良草地を約五十万町歩程度目標にいたし、かつ四十六年に四十四万町歩、あるいはこれは多少計算まだ詰めなければならない点もあるかと思いますが、その程度の改良草地について生産を上げていく、また既耕地について、延べ百万町歩程度の飼料作物の生産を期待をするということについては、手放してこれが容易に行なわれると、いうふうに申し上げるわけにはいけないと思いますが、政府の誘導施策といふもの、また畜産經營における粗飼料供給の重要性ということを、生産農家においてもよく理解をしました上で、農家の共同的な力を結集して、将来の酪農、あるいは肉牛生産等の経営の中で、粗飼料の給源をふやかし、飼料の自給率を高めていくという努力をするならば、それほど困難な目標ではないというふうに考えております。

殖計畫に對応する飼料計畫を立てられ
る上においては、そこまでの検討まで
されておる必要があると思うのです。
いまおっしゃったように、農民の共同
的な力を結集して、給源を高めようと
いってみたところで、現在、御承知の
ような、そうでなくとも低乳価のもと
で、西日本ではつきり酪農の頭打ち
が見えてきている。そういう状態の中
で、飼料の給源を高めるのに、農民の
共同の力で一生懸命やつてみてくれ
といったところで、問題は、国がそういう
ような飼料給源を高めるための財政
的な措置をどれだけとるかということ
で、計畫を立てていただく必要がある
。見通しを持ってと、いうと語弊があ
りますが、計畫を立てた以上、それを持
つてははっきりした見通しを持つ
て、計畫を立てていただく必要があ
る。見通しを持っていたかぬと、いまま
で酪農をさらには進められ、やつてき
て、しかも最近では、西日本地区でや
る多頭飼育化を盛んに奨励しておる。と
ころが、先日の答弁を聞いておると、あ
るいはまた質問を聞いておると、多
頭飼育化ということは、西日本地区でや
は非常に困難な点もあるような節もあ
がわれた。そうなると、多頭飼育化
を進めて生産コストを低下させるよ
うなるわけでしょうから、それが計畫倒
れになつては困るので、予算の投資、
財政的な裏づけをしていくということ
にならないと、ただ計畫倒れになつて
しまうということではないので、
西日本地区においては、酪農は相当の

打撃を受けざるを得ないということになつてくるので、その点についてははつきりとした腹をきめて、飼料自給源を高めていかないといかねと思いますが、そこまで考えて、御検討いただいておりますか、どうですか。

○政府委員(繪垣徳太郎君) 御質問の御趣旨のとおり、これだけの事業を推進いたしますために、国の財政支出に出、あるいは財政投融資という問題を関連して検討し、またそういうことについての腹をきめて臨むべきであると考えておりますが、今回の土地改良法の改正の中で、土地改良の長期計画というのを、政府として決定をするということに相なっておりますので、畜産局としましても、少なくも草地の造成改良事業につきましては、土地改良法に基づきます長期計画の策定に加わりまして、その計画化に万全を期したいというふうに考えておる次第でござります。

五十万町歩ということは、実は現在までに、やはり三十七年に八万二千町歩、三十九年では十三万五千町歩の改良牧草地を考えておりますので、自余余の事業を推進するための財政投融資に関する見通しは、現在のところ、実はそれだけの作業が終わっていないのですが、これらのことについても、いろいろ具体的にいま、むずかしいという面はございますが、検討をしてまいりたい。また飼料作物の作付の増収に対する誘導措置につきましても、本年度の予算にも、既耕地における飼料作物の生産の誘導のための助成・補助の予算措置を講じておりますが、今後も計画的にそういうことを進めてまいりたいというふうに思つてお

ば一九六〇年の数字を見ますと、わが国の市乳用の原料乳価格が、全国平均で一キロ当たり三十円・二千銭、カナダは三十三円六十七銭、デンマークは常に安く十七円三銭、イタリアが二十八円八十九銭、アメリカは三十九円四十銭、この生産費を実はそのまま比較をしてよいか、取引場所その他が同じであるかどうか、それから乳脂肪率等に違いがございますので、この数字でもって直ちに比較すべきものとも思えないという節があるわけでござりますが、参考までに申し上げれば、さよなら位置になつてゐるわけでござります。

ウェーデンあたりは、生産者の段階で五三%，製造加工業者の段階で三三%，それから小売りの段階で一四%，こういうふうになつておるわけですね。これで見ると、日本の場合には、原乳の生産者価格というのは、特に市乳の場合には、国際的に比べてそんなに高いものじゃない。ところが、それが製品になつた場合には非常に高いものについてくる。しかもその中の配分の状況を見るといふと、非常に生産者の取り分が少なくて、加工段階と、それから小売り段階の比率が非常に高い、こういうふうな実態が出ておるわけです。こういう実態を見ると、私どもは、今後の酪農に対する政策の中心といいますか、考え方の中心というものが、生産者価格を抑えさえすればいいんだといふ考え方方は、これは取り去るべきじゃないか。たとえば私が畜産物の審議会の委員に出ておつて驚くのは、とにかく生産者の価格さえ安ければいいといふ考え方をした学識経験者の方が多かった。生産者価格を上げるから消費者価格が上がるんだと、こういう単純な考え方をしておられる。だから、生産者価格を上げるから消費者価格が上がるるの、あるいは日本における、たとえば牛乳なら牛乳の、生産者から消費者の段階にいくまでの価格構成がどうなつておるか、そしてそういう価格構成にかかるのにはどこに問題点があるのか、そういうことを一切考へない委員の人が非常に多い。これは今後、私はあの審議会の運営をやっていく上において非常に問題が出てくると思う。だから、これは畜産局長に言つても何でしょ

が、やはり学識経験者として審議会に選んでいた大人というのと、これはもつと生産者の立場に立つてだけのものを考えるんでなしに、生産者も消費者を考慮するんでもういいと、いふるであります。極端な人になると、国内で消費者も含めた広い立場に立つてもののが考えられるような委員といふものを選んでいただかなければならぬと思うのであります。価格が高くなれば、その原因がどこにあるかということは全然論外にして、本国から輸入さえすればいいと、こういう暴論を吐く委員すら出てくるよう始末。だから、この辺はやはり少なくとも権威のある審議会の委員として選んでいた大半以上は、十分その構成について今後御配慮願いたいと、こういうふうに思つておるんですが、これは畜産局長に御答弁求めるのは無理かもしれません、しかし、少なくとも直接の担当責任者ですから、そういう私の意見に対し、まさか反対ではなかろうと思うのです。どういうふうにお考えになりますか。

ではございませんが、南産物の価格審議会といふことにかりに限つて考えます。ならば、南産物の価格についての構成されたり、あるいはそのことについての評価なりと、ということについて、十分御理解のある方が委員として選任されることが望ましいということについては、矢山先生の御意見に同意でござります。

○矢山有作君 私の考え方方に賛成していただきましたので、ひとつ来年学識経験者としてお選びになるときに、少なくとも生産から販売に至る全般を見通して公正な判断ができる、そしてその上に立って意見を述べることのできるような審議会の委員というものを選んでいただくように、ひとつさりげなくお願いをしておきまして、次のことをお尋ねします。

私は、加工段階における経費が比較的高いという理由の一つは、この間もちょっと触れたところだと思いますが、工場が大きなメーカーだとは言いますが、ながら、収入ということを唯一の目標にして、勝手にあちらに工場を建て、こちらに工場を建てるという形で、非常に規模の小さい工場を勝手気ままにたくさん建てていく。そういうところから製造コストが非常に高くなつてくるという問題があるんじゃないかな。これは畜産局長もそういうふうに言つておられました。が、全くそのとおりだと思うのです。それで見てみると、乳製品工場と、いうのが、私のところにいた十二トン未満の処理能力しか持つてない工場が百八、半分近くあるわけですね。三百十トン未満の工場まで加え

ると、これで百五十四ですから、ほとんどの大多数が三百トンそこそこしか処理できない。そういう小さな工場ばかりだということになるわけです。それから牛乳処理工場の場合には、二千五百二十九のうち、六・二トンしか処理できないのが千五百八十七というのですから、これも半分以上がそんなわずかな量しか処理できない。こういうふうなところに、非常に価格を高めていく一つの大きな原因があるうかと思うので、生産者価格を、生産農民が成り立たないようにもう少し高く抑えることだけが能じないので、やっぱり酪農政策全体としては、こういった加工処理の段階にもかなり計画的な指導といふものをやっていかなければダメなんじやないかと、こういうふうに一つは考える。それからもう一つは、小売りの段階で、非常に全体の価格に占める割合が多いというのも、この間も申し上げたような小売りがあまり規模が小さ過ぎるという点にも一つ問題がある。したがって、今後の酪農の問題としては、そういった製造加工の段階、小売りの段階にまで手をつけて合理化をはかっていただきたい、こういふふうに思います。特に製造加工の段階の合理化をはかるのには、これは相当な決意をもつてからなければならぬと思う。というのは、日本の悪い習慣として、官庁の首脳部が横すべりで大メーカーの幹部に入していくという例がわりが多い。最近の新聞でも、ある大乳業メーカーのところに、かつての農林省の非常に重要な地位におられた人が入られたような記事が出てお

りましたが、あれらを見ておって、やはり私どもは一まつ的心配なきを得ない。生産の面に対し、農民を保護するという立場から手を打っていたなくと同時に、やはり加工処理の段階にも思い切った合理化のできるような指導性を發揮してもらわなければならぬし、小売りの段階でも同様にやってもらわなければならぬと、こういうふうに思いますので、その点で今後よほどしつかり腹をしめてひとつ御奮闘願いたい。どうですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 牛乳といふ商品を農家で生産し、乳業者がが加工し、販売業者がこれを消費者に供給をするという一連の流れの中で、酪農というものが支配されるといいますか、規制されていくわけでございます。御指摘のように現在の現状における乳業の実態というものがこのままでよろしいかということになりますと、私どもとしてはさらには合理化を要請し、また合理化を進めるための方策というものを検討すべきであるというふうに考えております。小売り段階につきましても、これは若干日本の飲用乳の消費の形といいますか、それが外国と異つているということから、特別の事情もございますが、現状の小売りの状態といふもので今後放擲してよろしいか、あるいは指導すべき、改善すべき余地はないかということになりますれば、これも十分検討に値するといいますか、検討すべき事項であるということです、ざいますので、私どもも生産から加工、流通消費に至る問題について、われわれの力の及ぶ限り、また各方面の御示唆もあることと思いますが、その点を十分私どもも考慮といいます

○矢山有作君 これ以上農業なり畜産なりの問題で聞きりますと、土地改良の問題でやめてしまつて、土地改良に戻つてくれと言われるかもしませんので、畜産の問題はまた日にちをあらためて、もつとたくさんある問題点がありますので、御質問をして考えてお聞きしたいと思いますので、きょうはこの程度でやめておきます。ただ資料としていただきましてから基礎飼料の生産態勢の問題、さらには国内における飼料自給度の問題で草地の改良、造成等の問題がありますから、そういう点は資料を出していただきたいと思います。

で、次に今度は農地局長さんにお尋ねすることになろうかと思うんですけれども、お伺いしたいのは、国民所得倍増計画を見ますと、計算基礎になる年次、三十一年から三十三年平均をとりまして、四十五年に一人一日当たりの栄養水準の見通しを発表されております。それを見ますと、熱量としては、カロリーで、計算基礎年次が二千三百七十三カロリー、それが四十五年には二千五百六十六カロリーになる。こういうふうに表示されています。その中身は米が千六十五カロリー、それが四十五年には千二十七カロリー、妻類は三百六十八カロリーが二百三十九カロリー、それから非主食としてあります。ですが、これが八百四カロリーが千三百カロリー、こういう一つの目標が立て

られておる。それからさらにたん白質の消費としては、動物性のものが、計算基礎年次には十六・二グラムだつた、それが四十五年には三十三グラムになります。それから植物性が四十九・八グラムが四十九・六グラム、多少減つてくる。合計しますとたん白質は六十六グラムが八十二・六グラムになります。九月一日になると、脂肪のほうは計算基礎年次には二十四・一グラムが、四十五年五次で二十四・七グラムになる、こういうふうに示されているわけです。で、このカロリーをとるということを目標にして、私はこの国民所得倍増計画なるものが立てられているのだと解釈していながら、麦については一〇%の減だ、蔬菜については二〇%の増、果実は大体二倍だ、それから畜産物は大体三倍以上、特に牛乳は五・七倍だ、こういうふうに示されているわけです。するところこの栄養水準を達成するために、いま言いましたような目標年次における國內生産が考えられているのだとすれば、これに伴う土地の利用といつたらいいのでしょうか、そういう表現のしかたしかちよつとわからぬのですが、土地の利用というのを、それはどういうふうになると想定をされているのか。所得倍増計画を読んで見たのでは、あつたのだろうと思うのですが、あるとするとならばひとつこの際教えていただきたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 農林省を代表しまして私からお答えするのが当かどうかと存じますが、確かに先生のおっしゃるとおり、まず所得倍増計画を立てます際に、消費構造の変化とともに、カロリー量の増加を前提にいたしまして、これに見合いますところの物の需給見通しを作業をいたしまして、そうしてその結果米の反収を押さえまして水田何百町歩、それからロードーション——裏作の問題、畑作物につきましては夏作、秋冬作、それから永年作物も加味いたしまして、耕地面積を算定をいたしております。所要面積を算定をいたしております。その結果といたしまして前にも申しますが、水田で六百二十一万六千町歩、それから夏作、永年作につきまして作付面積で五百九十四万六千町歩、これを土地利用率等の関係で畠地に直しまして全体で、一一先ほど米六百二十一万六千町歩と申しましたのは間違いでござります。米が三百二十三万四千町歩、耕地田畠といたしまして六百二十一万六千町歩、その作付関係で耕地面積は一二八・八%と見て、耕地の所要量を出しまして、廃墾等を考慮に入れまして造成面積を算定した、という一連の作業をやった次第でございます。

伸びてきたと思うのです。だから土地の結びつきが少なかった。ところが先ほど畜産局長が言っておられたように、現在の七二%ですか、自給度を維持していく。こうと思えば、改良増殖目標から見てかなりの国内の生産体制といふもの、飼料の自給体制というものを強力に進めなければならぬと思うのですが、特に畜産物は三倍以上、牛乳については五・七倍なんていう膨大な計画なんですから、その飼料を具体的にどういうふうに確保していくかということとは、これはもう土地の問題と関連して非常に重大な問題になってくると思うんですね。そういう中で私はこの間も触れたと思うのですが、いまはむしろ農地の壊滅のほうが造成よりも進んでおる、したがって四十五年度の目標を見ると、むしろ現在よりも耕地は減少していく傾向が出てくるんじゃないかなと思うのですが、そういう中でこの飼料の自給度を現状どおり、膨大な改良増殖目標を掲げておりながら保っていくというのは非常に困難な問題が出てくるのではないか、現在の土地の面積だけでそれを達成しようというのは、非常にむずかしい面があるのじゃないかと思うんです。そういう点でやはり積極的に農地の一いま農地といった場合は牧草地を含めておりますが、その拡大というのには積極的に取り組んでいかざるを得ないようになる、こういうふうな気がするわけなんですが、そういう点で草地の開発というものが、かなりの今後はウエートを置いて土地改良の長期計画もこれは立てています。ところが、その場合に一つの問題点になつて出てくるのは、これは例の

土地利用調査研究報告書の中にも出で
おりますが、草地を拡大していく場合
の一つの問題点は、旧来の草地の多く
が入り会い地の形で存続しておる、だ
からそれを改良して優良牧野にしてい
くのにはなかなかむずかしい問題があ
る。というのは具体的にいうと入り会い
の権者のうちで一人でも反対があれ
ば、なかなか改良をやりにくいとい
う問題のあるという点が指摘されており
ます。それからさらに草地のほとんど
が自然草地として旧来の利用管理、こ
れは主として放牧と年一回程度の干し
草をつくるという利用の程度ですが、
それを前提として存在しておるので
あって、部落からわりあい遠いところ
にあるたとえば山に例をとっていえ
ば、山すそが耕地になつておつて、中
腹が山林になつておる、一番高いところ
の一帯奥のほうが草地になつてお
る、そういう配置になつておる。そこ
で考えられるのは、これから畜産の中
で自給飼料を増加する、特に粗飼料の
自給体制を強化しようということになると
、草地の再配置をやらねばなら
ぬ、土地利用の再編成をやらねばなら
ぬ、こういう問題に遭遇することになる
という点が指摘されておるわけです。
ところが、その際の障害についても指
摘をしてあります、人工草地造成の必
要のあるような土地は、すでに他の
利用に供されておる、所有権がした
がって確立をしてしまつておる、だから
草地を造成するんだといつても、こ
れはとてもむずかしい問題だ。した
がつて今後畜産の飼料基盤というもの
を充実して、安定的な畜産の発展をは
からうというためには、この土地制度
自体にまつ正面に取り組まなければな

思うんですが、それをやられぬ限りは、幾ら改良増殖計画を立てられて、そうして飼料の自給率の現在の七二%を維持する、こういうことを言われても、特に粗飼料の増加の度合いが計画では非常に大きいわけなんですが、非常にむずかしいんじゃないか、こういうふうに考えられるんですが、それに對する対策というものをどういうふうにお考えになつておられるか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど来の畜産局の説明にもございました草食性動物に対しまして、牧草なりあるいは飼料作物なりで購入飼料の割合を低めてまいりたい、そういう立場でいろいろ試算等の過程におきまして、これを実行いたす手段として一つは永年牧草地の造成、これを一応五十万町歩に持つていただきたい。それから飼料作物、既耕地、畑地に植えられますところの飼料作物、青刈り用の飼料作物等を既耕地の中になるべく植える方向に持つてまいりたい、これが百万町歩、その両者をもしまして購入飼料、濃厚飼料を購入して、牛牛について申しますれば經營を當む立場を改善していくたま、こういう立場で問題は永年牧草地の造成と既耕地の中にいかにして飼料作物を入れてまいるか、こういう立場から問題の解決がはかられているわけですが、まず初めに、先ほど来申しております六百二十万町歩の問題としては、いわゆる田畠を頭に置いて考えておりますので、その中で飼料作物をどの程度に位置づけていくかという立場で考えておるわけです。これは競合

価格の相対関係等がございますので、いろいろの施策を講じますことによつて、その方向を充実してまいる、現在のところはそういう形でありますところには、セツト的にいろいろ機械等を補助する、こういう形で誘導的にやつておるわけでありまして、これは明日でも畜産局につき御審議を願いたいところでございます。そして倍増計画におきましてはこの六百二十万の外で草地を、先般も三十万程度のものを造成しよう、こういう仕組みに相なつておる。しかし、いろいろ検討していくままで、先般試算の過程におきましてはそれを五十万にふやした、こういう形で運んでいます。そこで草地の造成につきましてのネックの問題、いま御指摘になりました点は草地造成事業をやつてしまひます上の非常に大きなネックの点をいみじくも御指摘になつたわけでござつたが、確かに各地を見ましても、比較的人が放置をいたしましたところしか運んでいます。日本の牧野が木材価格の上昇と育林業の発達の結果、いいところはわりあいと木が植わつてしまつておる、したがつて一山越したところに牧野がある、そこにいろいろと草地造成事業の手がつけられておる、こういう実態は御指摘のとおり。しかも、そういうところにおきましては、入り会い関係の複雑さのためになかなかできかねております。点々として草地ができるところに、初めてできる実例も相当多いようでございます。そこで入関係者の納得の上に一種の分解をやつてきておりますのは、この入り会い関係につきまして非常に現地の方々が市町村長等が御努力されまして、入り会い

り会い林の問題をどうするかなど、いろいろな問題だと思います。私どもも先般も申し上げたかと存しますが、土地改良法におきまして、入り会い林の分解の手続の問題を法律的に取り組むことも試みたわけでございますが、御承知のとおり慣習法として成り立つております法制度ございまして、なかなか行政法でこれを一挙に分解するということは、法律論的にも非常に問題がござりますので、今回の改正におきましては、その部分は落としてございません。で、何といたしましても、実態としましては、やはり関係者一同がその入り会い権、古い形の入り会い権というものを、近代的な法制、つまり共有の姿なり、分割所有権なり、地上権に分解した上で、しかも後にどういうふうに使うかということが必要であろう。それを飛び越えて一挙に入り会い権を行政法規で崩壊させるということは、非常な問題がございます。そこで今回の土地改良法では非常に不満足でございますが、三条と五条を通じまして、考え方としてはその所有権を明確にさせる形を指導面で解決していく、その関係の法制を不十分ではございますが、講じておるわけでございまして、やはり基本的には当面知事のあつせん、関係者の話し合いという形を通じてこの問題を近代的な法の関係に引き直して、かかる後に土地改良法のペースに乗じて利用をはかる、こういうことがどうしても必要だという意味での改正はいたしております。しかし、これでまだ十分だと存じておりますんで、現在林野庁が今度は中心に相なっていまして、いろいろと入り会い権の近

代化のための法制につきまして、農林省全体で協議中でございます。それらの手段を飛び越えまして一挙に土地利用法的に考へるかどうかと問題は、やはり非常に大きな根本本問題でござりますので、なお今後各方面から検討をして接近をはかっていただきたい、現在のところはそういう形で問題を進めてまいりたいと、こういう立場に立つておる次第でございます。

○矢山有作君　いまおっしゃったように、なるほど未墾地を利用して草地を造成する点について一部の法改正が行なわれております。ところが、これは同意がなされないときには知事のあつせん調停を受けるということであつて、あくまでも個人を中心としての了解がない以上は、どうにもならない。ただもうあつせん調停をするといふだけに終わる場合も非常に多いわけですね。それ以上の規制は如何考えられておらぬわけですね。そうなると私は非常に草地造成という立場からすれば、なるほど多少は改善されたとはいながら、実際問題としてこれが適用されいく場合には、私どもが今まで地方におつて手がけてきた経験からすれば困難なんじゃないか。そこに私どもとしては、この草地造成のための未墾地に対する考え方としては、もつて思想的切った考え方を打ち出すべきじゃないかと考えるのに、この法律では、逆にその未墾地等に対する権利を持つておる者が土地改良事業の地域の中に含まれておる場合には、その者の全員の同意を得なければならぬことになつてゐるわけですね。未墾地以外の農地の

関係者は三分の二の同意があればいい、ところが未墾地の事業参加資格を有する者については、これは全員の同意を得なければならぬ、そうすると、これはよけいやりにくいような形がこの面で出てきているのではないか、こういう感じがするのですね。どうしてそのただでさえ未墾地を利用しての草地造成、土地利用の高度化ということがやりにくい情勢にあるのに、それにますますやりにくい拍車をかけるような全員の同意というようなことをなすたのか、この辺が私どもとしては了解に苦しむところなんですがね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まずその前に、実は一挙に入り会い地を利用してしまう方法といたしまして、農地法によりまして四十四条買収で取つかかった経験がございます。これは強権的に国が買ってしまって耕してしまつて、新しく人を募集して利用させるという法制度であります。この運営にありましたままでの長い間の経験によりまして、入り会い地の買収ということは、権利者の確認、権利の態様、補償の問題、非常に困難をきわめまして、入り会い地の買収というものがやや遡けていかれたという実績があるわけでござります。やはり憲法下でございますから、強制買収するにも権利を確認し、補償を正当にしてやるということは、これは動かせない事実でございます。入り会い地の場合には、集団規制の姿が濃淡ござります。あるいは所有と利用の関係が分離をいたしております。したがって買収補償という方式が非常に困難をきわめまして、避けた実例が相当多いわけでございます。したがって、根本的には入り会い地におき

ます権利、形式的には地盤が財産区で
あつたり、市町村であつたり、部落で
あつたりしても實質は違う、あるいは
地盤所有と利用の形態が非常に入り組
んでおりまして、集団規制を受けて実
体的所有権と認めがたいというような
実例等も非常に多くございまして、金
を払うにしてもだれに払つたらしいか
わからぬといふような実例が多いわ
けでございます。そこで、私どもが基
本的にはやはりその前近代的な法律関
係をまず近代的な法律関係に入り会い
地は直す、これが先決問題であるとい
う立場で、入り会い地の共有化なりあ
るいは分解化なりを促進する、近代的
な法制関係に促進するということか
ら、やはり取つかかりたいという立場
で、いまいろいろやつてみておるわけ
でござります。

そこで今度の改正にからんでの第二
点の御質問でございますが、第一回の
際にも申し上げたと記憶するのでござ
いますが、法律が一つのフィクション
をとつておりますとして、この手続が一定
の地域を定めまして十五人発起人がそ
こで土地改良事業を行なう、その土地
改良事業の中には、農用地の造成を含
む、そうして三分の二の同意でかん排
事業なり農用地造成事業が行なえる。
まず地域をきめて関係の人が発起して
同意をとる、こういう方式をとつてお
ります。そこで農用地造成の場合にお
きますと、その土地を所有者がそのま
ま自分の所有権、利用権に基づきまし
て利用する姿を前提といたしておりま
す。したがつて未耕地におきまして、
自分は木を植えていきたいと思ってお
ります人が、その地域を定められた範
囲内において、この法律の三条で、地

域内の土地の、未墾地の所有者として三条資格者ということに相なっておられる。そこで植林をしてそこで仕事を統べたいという人を、それ以外の人の三分の二でその人の所有の姿のままでたんばとして使え、たんばとして使わねばならぬという強制はどんなものであろうか、これが買収してしまいましたが、なんばにしてしまって、第三者に売る法制ならば別でざいます、これは一応その人が所有権に基づいて利用する姿を前提にしての話でございます。木を植えたいという人に、おまえは木を植えずにたんばを耕せ、これからさきでもくわでも買ってこい、こういう強制はいかがかという問題が一つあるかと思います。そこで全員同意といふとばかり、ちょっと適当でなかつたかとも思われますが、やはり土地利用の姿を本質的に変えるケースにつきましては、その人の同意の上でやる。そうではないと、木を植えたい人にたんばを剝せと言うても無理だと、ことで、同意を前提にとつております。同意ができないければ、最初に定めた地区を変更するという形によって仕事を進めるというのがこの法制の考え方でございます。しかし、それでは先ほど申ししておりますように不十分でござりますので、六条の二項で知事のあっせんの規定を置いておりますが、実は一項のはうで、複雑な法文でございまして実は御理解願いくらいかと思いますが、資料、情報の提供、勵奨、所有権その他移転、それから権利の設定等を発起人が中心になって話し合をして、そしていく部分が、実は私ども法律的にも、実体的にも働かせたいと考えてお

ります。非常に大きな部分に自分が本を植えたいとがんばつておられる方に、発起人の方々が、おまえ一緒になってたんぽに使えというのではなくて、そのたんぽに使いたい他の三分の二の人に未耕地は売ってくれ、売らなくてはいけないから、じゃあ利用権設定をさせると、そういう関係を通じまして問題提起をほどいていくという必要がどうしてもあるということで、この六条一項にいろいろ書いてございますが、この協議、それから同意を得るための必要な措置というところに、行政的にもこの法文の裏づけの上で農用地外資格者のうちで未耕地を農地として使うことに同意しない方を取り込んでまいりたい方向に努力をする。その裏づけとして知事のあっせん、調停をうしろに備えております。しかし、おっしゃるところ買つてしまふ場合なら別でございますが、所有の状態のそのまま抱き込もうかと存じます。しかし、この法律は一応買つてしまふ場合は強制的にいたしましたわけでございます。後退をしたとすれば、いふ意味ではないと申せるかと思います。いふにしろ三分の二人で強制することとは、あまりにも根本的に自分の所有権に基づく土地の利用の変更のござりますので、やはりこういう法制が穢當であろうというふうに判断をいた次第でござります。

あつたものを田にしてしまうのだ、こういう土地改良もある。その場合は畑地として利用できなくなる、田にしてやるのだ、これも五十歩百歩の話だと思うのです。いまおっしゃったのも、そうすれば草地造成というものを、今後の畜産と合わせて非常に重大なる農政上の仕事をとして取り上げていく以上は、これはやはりあまり從米の不合理性と言つたら語弊があるかもしれません。が、不合理な土地利用の上に組み立てられた私権というものを、あまりにも尊重し過ぎるということでなしに、この間も話に出来ましたよに、土地改良事業といふものは、かなりの公益性を持つた事業だという立場に立つならば、そこで多少の規制ということはあってもいいのではないか。したがつて、六条の一項で言われましたような事柄にしても、これにしても、私は、なるほどこの「権利の移転、設定、変更若しくは消滅」に関して、その者及びの交替をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者と協議し、「云々」いう規定はありますけれどもね。これもあくまで個人の自由意思を尊重するという立場しかとつていられないわけです。だから、六条の一項を適用する場合にも、ある程度これは強制力を持たずというから、あるいは譲弊があるかもしれないが、有効により高度に利用していくことによって、権利の設定を行なうとかいうところまで進んでもいいんだじゃないか、こういう感じがするのが一つと、それからもう一つは、この土地改良法の一部改正だけで農用地の造

成というものをどんどんやっていくこと。いうことは、非常にむずかしい面がある。いまのこの六条の規定からしても、未墾地の買収等においてむずかしい問題があるのだから、そうすれば、ただいまおっしゃっているように、今までやつて非常にむずかしい面もあつたということを言われましたが、農地法の四十四条の未墾地の買収の規定というものを、やはりある程度これは活用していく必要があるんじゃないかな。農地法の四十四条というものを活用して、そうして農用地の造成はかかるという方向に向いていかぬと、この四十四条というものの活用を最近はほとんど忘れた形になつてていると思うんです、この活用を忘れておつて、土地改良法だけの適用に頼つて農用地の画期的な造成をやるというのは、非常にむずかしくなつてくるんじやないかと思うんですね。その辺で農地法の六条の規定でもあるいはやつていいけるかも知れぬ。その辺はどうですか。

これはそれ以外に方法がないと存じます。が、そこで私どもは利用権の設定なり、貸借権の設定なり、売つてくれるなり、そこを話し合いでほどいていこうというの、六条一項でございまます。しかし話し合いでほどくのでは足らないで、強制的な利用権設定の方式が考えられないか、あるいは農地法十四条で、いっそのこと国が買つて売つたらどうか、こういう問題が御意見としては確かに存すると存じます。実は利用権設定に関しては、農地法にもございまして、農業委員会を間に挟んで利用権設定の法制があつたわけでござりますが、現実には、これはなかなか動いておらないわけでございます。それから四十四条の問題でござります。

四十四条も、これは実は先般御意見が出ました土地利用区分と非常に密接な関係がある問題なのでございまして、食糧が非常に不足なときに四十四条で買収をし、相手方が訴願をし、訴訟をいたしましても、勝つてまいりません。その後食糧の事情が変化いたしました。そして、民地等の買収で訴訟の問題に相なりますと、これはなかなか裁判判例等におきましても、最近におきましては、どっちがいいのか疑問であるという判例が非常に出てまいりました。これは先般も私ちょっと申し上げた土地利用に対する何といいますか、国の意恩の問題といいますか、価値判断の問題、一定のところに木を植えるほうを利用するに對する何といいますか、國の意恩の問題といいますか、価値判断の問題で、草を植えることが國策上必要なのが、そこで私どもは利用権の設定なり、貸借権の設定なり、売つてくれるなり、そこを話し合いでほどいていこうというの、六条一項でございまます。しかし話し合いでほどくのでは足らないで、強制的な利用権設定の方式が考えられないか、あるいは農地法十四条で、いっそのこと国が買つて売つたらどうか、こういう問題が御意見としては確かに存すると存じます。実は利用権設定に関しては、農地法にもございまして、農業委員会を間に挟んで利用権設定の法制があつたわけでござりますが、現実には、これはなかなか動いておらないわけでございます。それから四十四条の問題でござります。

当なりやいなや。これはやはり土地をどう利用することが國民経済的にも、政策的にも一等正しいことかという問題に実は四十四条はぶつかりつつあるわけです。そこで、ことに四十四条買収にしまして配分をいたしていくといふ場合に、労働力の減少その他で、なかなか応募の状態もいろいろ変わっております。したがつて、現在は四十四条買収は継続地区にとどめまして、そうして地元増反的なものを、拓パイロット事業として話し合いの上、六条も実態に沿つて法制的に整理をいたしたわけでございますが、四十四条なり、あるいは新しい法制で権力的に草地造成をすべきかどうか、土地の他の利用にかかるわらず、強制買収、強制利用権設定を行なうべきかどうか、これはいろいろ検討いたした次第でござりますが、この法律案作成に当たりました私どもとしては、それだけの強制力を現在新しく法制的に作成することについては、なお検討を要するという立場で、不徹底という御批判もあるかと存じますが、あくまで六条一項及び二項の線で事態を一つでも是正していく、これから先はいろいろ御意見の存するところと、かように存じますが、そういうふうに整理をいたしておるわけでござります。

なんです。それで、土地利用区分といふものが確立しないから、その土地利用区分といふものがあるといふのは、狭い範囲の農業地にするか、住宅用地にするか、あるいは農業用地にするか、そういうたびに問題も含めて、やはり土地利用区分といふものが確立されてこぬというと、いま言つたような問題に逢着してくると思う。しかしながら、それを繰り返してもしようがないので、それは繰り返しませんが、ただおっしゃるような問題がここから出てくるんですから、土地利用区分を確立する方向で、今後やはり当局として御努力を願わなければならぬという立場から、もう一度申します。

こういうふうに利用するんだといふと、なれば、これは何というんでありますか、戦後、食糧増産が強く呼ばれておりましたので、そういうような未墾地の活用とおったのと変わらないようなやはり情勢にあるんじゃないかなと思われる。私はやはり農地法の未墾地買収といふものを最高度に活用しながら、さざなりに一方では、将来の方向として、いまますぐ改正しなさいと言つたってできぬでしょ、うが、将来の方向として、強制的に利川区分を設定して高度の利用をはかりつついくことじやないと思う。ですから、向けていただかぬと、実際問題として、五十万町歩からの草地造成はやはり容易なことじやないと思う。ですから、そこまで踏み切っていくだけの決心がないといふと、やはり家畜養殖計画の側から立ちても、裏づけになる飼料の側からせっかくの計画がくずれてしまう、そういうことになるおそれが多くござりますので、そういう点は、これは政務次官もおられるのだし、やはりよく御認識いただいて処理いたくよろしく、将来的法制度のあり方として御検討願いたいと思うわけです。

非常に問題点であるということで苦慮をいたしておる点でございます。今後とも十分検討はいたしますが、土地利用区分ができるとそれができるということではなく、逆に土地利用区分もその価値づけの上でどうなるかという問題に着目いたしておるという関係もござりますことだけ申し添えさせていただきます。

○政府委員(松野孝一君) ただいま局長から答弁されました、いま矢山委員の御指摘の点、私も非常に考えておるところであります。この法制におきましては、未墾地を活用する、利用する、田畠、草地にするという場合、農用地にする場合におきましては、全員の同意を要するということになつて、規定を設けておるのであります。いまお話し量に畜産奨励のために草地を取得するという場合に、この法制でいいかどうかという問題についてお検討を要す

ることではなく、逆に土地利用区分もその価値づけの上でどうなるかという問題に着目いたしておるという関係もござりますことだけ申し添えさせていただきます。

○政府委員(松野孝一君) ただいま矢山委員の御指摘の点、私も非常に考えておるところであります。この法制におきましては、未墾地を活用する、利用する、田畠、草地にするという場合、農用地にする場合におきましては、全員の同意を要するようないいな

うことになるわけで、私はそういう水

やり、利用権の設定をやつて、そうし

て高度の利用をはかつていく、こうい

うことが言えると思

う。

それで、特にそういう作業をやる場

合に重要なのは、いま御承知のように

所得倍増計画のアフターケア等も企画

府あたりで行なわれておる。それから

国土総合開発計画等もあり、それに基

づいての地域開発計画等も立てられ、

また、進んでいくと思う。ところが、

それと、この間も言いましたが、農業

計画との関連性というものがどこまで

実際に検討され、組み込まれているの

か、こういう点は非常に問題があると

思ふのです。その点についてはこれは

もう御承知のように、そのことをちや

んと指摘した資料もあるわけです。私

は、きょうここにもつておきませ

んが、地域開発問題とその対策です

か、あれを読んでみても、開発計画と

農業計画との組み合わせと

整といふか、それが積極的に行なわ

れておらぬのだ、そういう欠陥はこうい

うところにありますといつて、指摘し

ておられる御承知のとおり、自由化の問

題、あるいは関税の一括引き下げの問

題とか、いろいろな外部からの要請が

強いのであります、これに対しまし

てわれわれは、農林省といたしまして

は、これは農民の保護という立場から

常に検討を加えてまいっているのであ

ります。米麦はもちろんのこと、その

他の酪農、畜産、この方面はことにそ

うであります、まず国内の農民のい

わゆる対抗力というものを養わない限

り、とうていそれは自由化に応ずるこ

とはできない、こういう考え方でわれわ

れは進んでいるのであります。レモン

の問題は、これはまた、ケース・ペ

に、利用区分を確立するために社会経

济的な立場を考えてやらなければならぬのだという問題、それはもうおっしゃるとおりなので、これはやはり土

地利用区分をやろうとする、社会経

済的な立場からも判断しなければならぬでしようし、まあ鶴と卵のようなも

ので、要是その土地利用区分が確立す

れば、その上に立つて未墾地の買収を

やり、利用権の設定をやつて、そうし

て高度の利用をはかつていく、こうい

うことが言えると思

う。

それで、特にそういう作業をやる場

合に重要なのは、いま御承知のように

所得倍増計画のアフターケア等も企画

府あたりで行なわれておる。それから

国土総合開発計画等もあり、それに基

づいての地域開発計画等も立てられ、

また、進んでいくと思う。ところが、

それと、この間も言いましたが、農業

計画との関連性というものがどこまで

実際に検討され、組み込まれているの

か、こういう点は非常に問題があると

思ふのです。その点についてはこれは

もう御承知のように、そのことをちや

んと指摘した資料もあるわけです。私

は、きょうここにもつておきませ

んが、地域開発問題とその対策です

か、あれを読んでみても、開発計画と

農業計画との組み合わせと

整といふか、それが積極的に行なわ

れておらぬのだ、そういう欠陥はこうい

うところにありますといつて、指摘し

ておられる御承知のとおり、自由化の問

題、あるいは関税の一括引き下げの問

題とか、いろいろな外部からの要請が

強いのであります、これに対しまし

てわれわれは、農林省といたしまして

は、これは農民の保護という立場から

常に検討を加えてまいっているのであ

ります。米麦はもちろんのこと、その

他の酪農、畜産、この方面はことにそ

うであります、まず国内の農民のい

わゆる対抗力というものを養わない限

り、とうていそれは自由化に応ずるこ

とはできない、こういう考え方でわれわ

れは進んでいるのであります。レモン

の問題は、これはまた、ケース・ペ